

## 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定について

### 1 土砂災害警戒区域の指定について

東京都は、平成 26 年度より土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施しており、平成 28 年 3 月に土砂災害が発生するおそれのある「自然がけ」斜面地について、区内 54 か所を「土砂災害警戒区域」に指定した。

都は引き続き「人工がけ」についても調査を行い、平成 29 年 11 月 30 日に調査結果を公表した。

その後、該当の地域住民向けに説明会を実施し、区からの意見照会を経て、平成 30 年 5 月 31 日付で区内 96 か所（北区から板橋区にまたがる区域 1 か所含）が土砂災害警戒区域に追加指定された。（区内全体で 150 ヶ所）

### 2 指定される区域範囲【参考】

#### (1) 土砂災害警戒区域（通称:イエローゾーン）

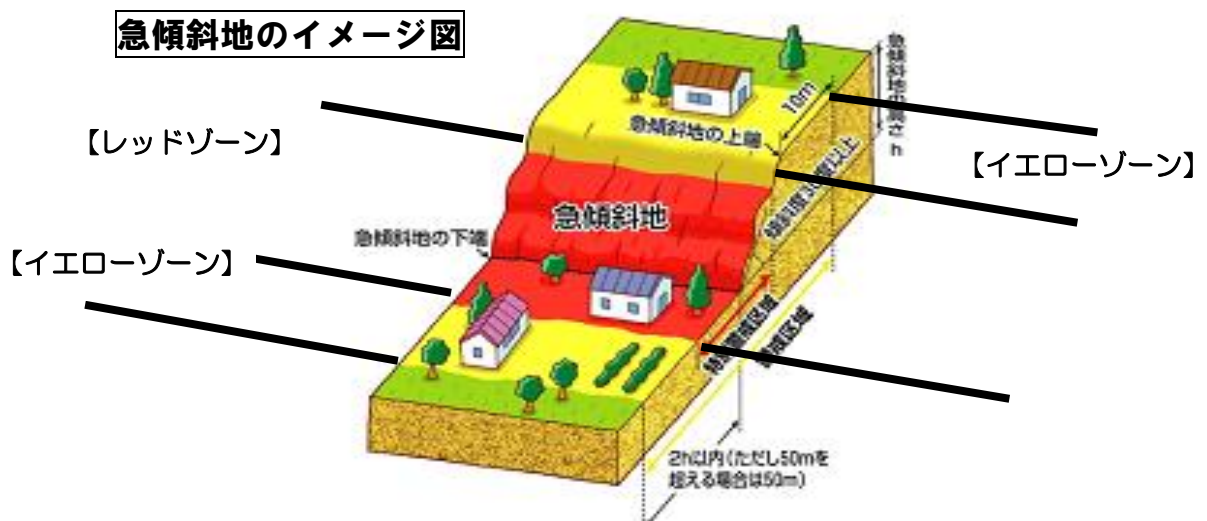
- ① 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

※イエローゾーンでは、迅速な情報伝達体制や早期避難体制を整備することとなる。

#### (2) 土砂災害特別警戒区域（通称:レッドゾーン）

土石等の移動等により建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

※居室を有する建築物の構造について、土石等に対する安全性確認等の構造規制がかかる。また、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為については、その許可基準に従ったものに限って許可されることとなる。



### 3 経過

- (1) 基礎調査結果公表（平成 29 年 11 月 30 日）（別紙参照）
- (2) 住民説明会（実施済）
  - ア 大谷口地域 2月20日（火） 向原ホール
  - イ 中台・前野地域 2月22日（木） 中台地域センター
  - ウ 清水・志村坂上地域 2月23日（金） 志村コミュニティホール
  - エ 下赤塚・成増・徳丸地域 2月27日（火） 下赤塚地域センター
- (3) 区域指定手続き  
東京都に対する意見照会提出（平成 30 年 3 月 15 日）
- (4) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定  
平成 30 年 5 月 31 日（警戒区域 96 ヶ所、内特別警戒区域 64 ヶ所）

### 4 区民への周知

町会長会議等で各地域の意見を集約し、避難所・避難経路を決定する。その後次期便利帳「(仮称)いたばし生活ガイド」に前回指定個所と併せてハザードマップとして掲載し、全世帯に配付する予定。(12月頃)

### 5 担当・お問い合わせ

#### 【土砂災害警戒区域の指定について】

東京都 建設局 河川部 計画課 03-5320-5429

#### 【板橋区担当部署】

危機管理室 防災危機管理課 03-3579-2159

※具体的な指定候補箇所の位置は東京都ホームページで公開しているほか、都建設局河川部及び区防災危機管理課窓口では、詳細な図面を閲覧することができる

**URL :**

[http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/dosha\\_saigai/map/dosha\\_r.html](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html)

## (別紙)基礎調査区域ごとの所在地・区域内建物数

番号	町丁目	番地	特別警戒区域	警戒区域
56	大谷口二丁目	62.63	-	3
57	大谷口二丁目	38		
	向原一丁目	8	1	1
58	向原一丁目	24		
	向原三丁目	8		2
59	向原三丁目	7	-	1
	小茂根一丁目	1	-	1
60	向原三丁目	7	-	1
	小茂根一丁目	1	-	1
61	小茂根一丁目	1	-	1
62	大谷口北町	68.69	-	1
	大谷口上町	88	-	1
63	泉町	23.24		5
	前野町一丁目	24		1
64	泉町	24.34	-	3
65	大原町	40.41.43		3
66	前野町四丁目	59.62		1
67	前野町四丁目	59.6		2
68	志村一丁目	21.25	-	5
69	小豆沢四丁目	14.15.16.21		4
70	小豆沢四丁目	16.17		1
71	小豆沢四丁目	7		3
72	小豆沢三丁目	1	1	
73	小豆沢三丁目	7		
74	志村二丁目	4.5.27		3
75	志村二丁目	5.27		3
76	志村二丁目	5.26	1	4
77	志村二丁目	23.25		2
78	志村二丁目	23.24	2	4
79	志村二丁目	22	2	3
80	志村二丁目	16		1
81	志村二丁目	16		
	志村三丁目	12		1
82	志村二丁目	16	-	
83	前野町五丁目	20.23	-	1
84	前野町五丁目	16.17.18	9	3
	前野町六丁目	64		2
85	前野町五丁目	16	-	1
	前野町六丁目	64	-	1
86	前野町六丁目	63.64	-	7
87	前野町六丁目	61.62	-	7
	中台一丁目	16	-	3
88	前野町六丁目	59.61	-	4
89	中台三丁目	27		1
90	中台三丁目	27		1
91	中台三丁目	27		
92	中台三丁目	27		
93	中台三丁目	27	1	1
94	中台三丁目	15		1
95	中台三丁目	9.11.12.15	-	2
96	中台三丁目	5	1	5
97	中台三丁目	27		
	若木三丁目	28		
98	若木三丁目	7.8.24	4	6
99	若木二丁目	7	2	2
100	若木二丁目	7.8	1	
101	若木二丁目	11.13	1	
102	若木二丁目	10.11	-	2
103	若木二丁目	10.11	-	1
104	若木二丁目	18	1	4
105	若木二丁目	20.21.23	-	6
106	若木二丁目	20.23.24	-	5
107	若木二丁目	35	-	1
	西台一丁目	1	-	2
108	若木二丁目	13	-	1
	西台一丁目	3	-	2

番号	町丁目	番地	特別警戒区域	警戒区域
109	若木二丁目	13	-	1
110	若木二丁目	13	-	1
111	若木三丁目	21		
	西台一丁目	23.24.25	1	1
112	西台一丁目	37	-	5
113	西台一丁目	37.38	1	4
114	西台一丁目	39.40	13	4
	若木三丁目	27		3
115	西台一丁目	40	1	
116	西台二丁目	3	3	6
117	西台二丁目	3	-	1
118	西台二丁目	10.11		
119	西台二丁目	9.10.11		1
120	徳丸一丁目	58.59		6
121	徳丸一丁目	53	1	4
122	徳丸一丁目	35.54	3	2
123	徳丸一丁目	35		5
124	徳丸一丁目	37		2
125	徳丸一丁目	9	2	4
126	徳丸二丁目	17.18	-	2
127	徳丸六丁目			
128	徳丸六丁目	11	1	
129	徳丸三丁目	33	2	1
130	徳丸三丁目	32		2
131	徳丸三丁目	32	-	
132	徳丸四丁目	27	-	4
133	徳丸七丁目	4.19		
	徳丸八丁目	17		
134	徳丸七丁目	19		
	徳丸八丁目	17		
135	徳丸八丁目	17.19		
136	徳丸八丁目	17.19		3
137	徳丸八丁目	14.17		
138	四葉二丁目	29.31		
139	大門	9.10.16		3
140	大門	14.15.16		1
141	赤塚八丁目	11.12		1
142	赤塚五丁目	29		
	赤塚八丁目	12		
143	赤塚五丁目	29		
144	赤塚五丁目	29.30.34		6
145	赤塚四丁目	21.31	-	
146	赤塚四丁目	21.22.29.31		4
147	成増四丁目	33.34.35.39	2	6
148	成増四丁目	32.33.34	3	4
149	成増四丁目	22.31	1	9
150	成増五丁目	15	3	3
151	成増三丁目	33.34		
152	成増二丁目	8		2
153	成増二丁目	34.36		3
154	成増一丁目	36		1
27※	小豆沢四丁目	23	-	11
計			64	250

No.27小豆沢四丁目の急傾斜地は、急傾斜地本体は北区に所在し警戒区域が一部板橋区に広がっている。

網掛けの箇所は宅地造成等で土地の改変が行われているため、指定保留扱い。